

全九州大学対抗チャンピオンシリーズ規則

第1条：目的

全日本学生自動車連盟九州支部（以下当支部）は、各年における成績優秀校を表彰するために、この規則を設ける。

第2条：シリーズ認定

当支部の主催するジムカーナ2戦、ダートトライアル1戦の、年間計3戦における団体戦を、全九州大学対抗チャンピオンシリーズとして認定する。

第3条：参加資格

各大会に参加するすべての参加者は、大会参加時に、普通自動車の運転に有効な自動車運転免許を有する、全日本学生自動車連盟加盟校所属の、在学4年以下の学部生でなければならない。なお、各大会にて失格の裁定を受けた参加者および参加校は、当該年内に開催される大会への参加が認められないことがある。

第4条：団体戦の成立

各大会において、団体戦は5校以上の参加をもって成立とする。

第5条：得点及びシリーズ順位の設定

第1項：各大会の順位と得点

団体戦の成立した各大会において、順位を付与された参加校に対し、下表1.1、1.2に示す得点を与える。

・表1.1 得点表（ジムカーナ）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

・表1.2 得点表（ダートトライアル）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25	18	15	12	10	8	6	4	3	2

第2項：シリーズ順位

1. 年間獲得点数

第1項に基づいて獲得した点数の合計を、年間の獲得点数とする。この点数により、全九州大学対抗チャンピオンシリーズの順位を決定する。

2. 順位の判定

複数の参加校の年間獲得点数が同一となった場合、以下の順で順位を決定する。

①秋季ジムカーナ大会での順位が高いものを上位とする。

②当支部により決定する。

第6条：表彰

第1項：シリーズ表彰

年間の獲得点数が上位となった参加校に対し、当支部は表彰を行う。

第2項：表彰対象

第1項における上位とは、原則として1位から3位までを言う。

第7条：本規則の運用

第1項：規則の違反

本規則、または当支部の定めるあらゆる規則に対し、参加者または参加校が違反を行ったと判断された場合、当支部は違反校の当該年の獲得点数を全て無効にする、等の罰則を適用することが出来る。

なお、規則違反の有無に関する判断は、当支部が行うものとする。

第2項：規則の解釈

本規則の解釈について疑義が生じた場合は、当支部常任委員長による決定を最終的なものとする。

第8条：本規則の施行

本規則は、平成28年1月より施行される。

平成27年12月改訂